

平成 26 年度

包括外部監査の結果報告書

【概要版】

京都市における観光振興政策及び文化・芸術の
発信並びに伝統産業の育成に係る事業について
(関連施設・外郭団体の運営管理を含む)

平成 27 年 3 月

京都市包括外部監査人
高橋 一 浩

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に規定する包括外部監査

2 外部監査のテーマ（地方自治法第252条の37第1項にいう特定の事件）

2.1 選定したテーマ

京都市における観光振興政策及び文化・芸術の発信並びに伝統産業の育成に係る事業について（関連施設・外郭団体の運営管理を含む）

2.2 テーマの選定理由

国策である外国人観光客2,000万人の実現ならびにMICEの誘致・推進に向けて、日本を代表する国際文化観光都市である京都市の担う役割は非常に大きい。また京都観光の目玉でもある文化についても、単に古い伝統的日本文化を守っているという面だけではなく、文化を起爆剤として新たな価値を生み出す能力を京都は有している。これら観光・文化を新たな産業の創造にも繋げることも出来る。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、京都の魅力ある文化・芸術を世界に発信することにより、京都の観光産業・伝統産業の育成にも繋げることが出来る。

京都市は、これらの事業を行政の立場でリードし振興する役割を担っており、その役割機能を十分に発揮できているのかを監査することが有用であると判断し特定の事件（テーマ）として選定した。

3 外部監査の実施期間

平成26年7月1日 ~ 平成27年3月9日

なお、監査対象期間は、原則として平成25年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及し、また、平成26年度についても対象とした。

4 外部監査の方法

4.1 監査の要点（監査の着眼点）

各種関連予算について、効率的・効果的な執行がなされているか。

施設の管理・運営について、コスト意識を持ち効果的・効率的になされているか。

契約事務、助成金・補助金等の交付に関しては、所定の手続にしたがって適正に行われているか。

施設、物品の管理等は法令等に準拠して適正に行われているか。

これらの事務が、市民にとって有効で効率的なものになっているか。

4.2 主な監査手続

関係書類の閲覧

各主要施策を所管する担当課より各種関係書類や資料の提供をうけ、これらの通査・閲覧を通して各主要施策の理解を深めるとともに、問題点等の検出に努めた。

関係者への質問

関係書類等を通じた理解のみでは不十分な点については、所管部署の各担当課の担当者に対して直接質問をし、回答を得るという形で監査を進めた。

現場視察

監査の要諦は「現場確認」にあるといわれるように、監査対象となっている現場の視察は何より重要な監査手続であると理解している。代表的な施設に往査して、その概要を把握するとともに、現場責任者に対する質問等を積極的に行い、その状況把握に努め、問題点の検出に注力した。

上記の手続を通じて検出された問題点についての改善策の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもなく、これは監査の批判的機能と説明されることが多く、監査の本源的な機能である。しかし、監査の役割はそれに留まるものではなく、検出された問題点をどのように改善するべきかという提案・提言等を行うことも重要な役割である。それは監査の指導的機能とも言われているが、こうした機能にも留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的な提案・提言に繋がられるよう努力した。

4.3 往査の実施状況

往査実施対象施設	往査実施日	往査担当者
京都市考古資料館	平成 26 年 10 月 23 日	包括外部監査人及び外部 監査人補助者 3 名
京都コンサートホール		
京都伝統産業ふれあい館	平成 26 年 10 月 24 日	
京都市美術館		
宇多野ユースホテル		

5 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

5.1 包括外部監査人

公認会計士 高橋 一浩

5.2 包括外部監査人補助者

公認会計士・税理士	吉井 英雄	公認会計士	牧野 康幸
公認会計士	岩淵 貴史	公認会計士	渡邊 陽子
公認会計士	梅本 顕宏	公認会計士試験合格者	今井 裕了
公認会計士	北浦 泰崇	公認会計士試験合格者	山根 健史
公認会計士	堀田 喜代司		

6 利害関係

京都市と包括外部監査人並びに補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 観光施策について

1 京都市における観光施策の概要

1.1 京都観光振興計画

京都市においては、平成22年3月に「未来・京都観光振興計画2010⁺⁵」を策定し、観光振興施策を進めているところであるが、「京都観光振興計画2020～世界があこがれる観光都市へ～」を平成26年10月に策定している。

1.2 京都観光の現状

1.2.1 京都市を訪れる観光客数

平成12年(2000年)に京都市は観光客5,000万人構想を発表し、平成20年(2008年)に観光客5,000万人を達成した。「未来・京都観光振興計画2010⁺⁵」では「観光スタイルの質」、「観光都市としての質」の向上への取組を進め、平成25年(2013年)には史上最高の5,162万人を達成した。

1.2.2 京都市を訪れる観光客の特徴

京都を訪れる観光客の特徴は、「女性が約6割」、「50代以上の方が約6割」、「訪問回数5回以上の方が約8割」、「2人連れで来訪される方が約半数」、「日帰りが約4分の3、宿泊が約4分の1」、「宿泊客のうち1泊の方が約半数・平均宿泊数1.89泊」、「出発地別割合は近畿から約4割、関東から約2割」となっている。

1.2.3 京都市への宿泊客

京都市に宿泊される観光客は、平成23年(2011年)の東日本大震災により一時的に落ち込んだが、その後堅調な回復をみせ、平成25年(2013年)には年間1,308万人の方が宿泊した。

1.2.4 観光消費額

観光客が旅行中に京都市内で支出した、交通費、宿泊代、土産代などの合計金額である観光消費額は、観光客数の増加に伴い着実に増加し、平成25年(2013年)には7,002億円となった。

1.3 京都市MICE戦略2020

京都市は、MICE(M(Meeting ミーティング)、I(Incentive tour インセンティブツアー)、C(Convention コンベンション)、E(Event/Exhibition イベント/エキシビション)の4つの頭文字を取った造語)についても「京都市MICE戦略2020」を策定している。

2 観光施策の監査の結果

2.1 京都よくばり自転車観光について（意見）

現在、「京都よくばり自転車観光ナビ」（京都市産業観光局観光MICE推進室製作のホームページ）において、京都市内の観光スポット地区別にレンタルサイクル店を紹介している。

「京都よくばり自転車観光ナビ」では自転車で巡るおススメ観光スポットの紹介や自転車修理店紹介一覧等、コンテンツも充実し大変よく工夫されたホームページとなっている。例えば、レンタサイクル店の紹介だけではなく、自転車の選び方や服装、安全確保の方策に至るまで親切に紹介されている。

しかしながら、一部の業者を除いて店舗間での相互の自転車の乗り捨て利用はできない。海外や他の一部自治体で行っているように、自由に乗り捨て利用が出来れば、非常に便利であり利用者ももっと増加し、門川市長の掲げる環境への配慮である「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしてますか?）（注）の理念に通じると思われる。そのためには業者の努力だけに頼ることは限界がある。適当な土地や施設の確保には時間を要することは理解できるが、すこし遠い将来の理想を描いて、京都市がレンタサイクルのための場所や施設の提供を検討していただきたい。

また、一部の海外都市でシステム化されているように、移動しながら市内の随所のレンタルスポットにスマートフォン等でインターネット予約し、自在にレンタルおよび返却が可能なシステムを構築することも期待したい。

（注）「DO YOU KYOTO?」とは、京都議定書にちなんで、京都から世界に向けて発信する「環境にいいことしてますか?」という意味の合言葉である。

2.2 「MICE戦略 ～つどい～」について（意見）

京都市は日本をけん引するMICE都市の育成を図る国の「グローバルMICE戦略都市」に選定され、更なる取組が求められているところである。その中で国立京都国際会館の拡充整備に意見を述べたい。

国立京都国際会館の拡充整備に向けて、国の平成26年度予算において、新たに2,500人規模の多目的ホールの整備に向けたスタートが切られ、平成30年度には竣工する予定である。しかしながら、京都市の「平成27年度国の予算・施策に関する提案・要望」の「日本文化を世界に発信するための国立京都国際会館における5,000人規模の多目的ホールへの早期拡充整備」にもあるとおり、海外の会議場では、大規模の会議場が多く、収容人数が少ないために、過去に開催が見送られた会議がある。

そこで、本格的な大規模国際会議を誘致するために、5,000人が一堂に収容できる多目的ホールとなるよう、国に対して引き続き拡充整備を働きかけていくことが望まれる。

2.3 観光関係 3 団体のあり方について(意見)

京都市には、主な観光関係の団体として「公益財団法人 京都市観光協会」、「公益財団法人 京都府観光連盟」、「公益財団法人 京都文化観光コンベンションビューロー」が存在する。

これらの団体の目的は異なっているものの、京都の観光振興を目的としている点では共通している。このように目的が共通している団体は密接に連携することにより、効率的な観光振興につながる。

直ちに統合を提言するものではないが、例えば、福岡では上記のような団体が一つの組織になったかのような、「公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー」という組織が存在し、効率的な活動を行っているようである。

実際、観光事業者の間では福岡の観光行政の評価が高く「福岡に学べ」ということで、関西からも多くの観光事業者が福岡に勉強に行くと言われている。

過去の経緯や京都市、京都府のそれぞれの立場でいろいろと事情はあるものと推察できるため必ずしも統合すべきとまでは言わないが、「世界があこがれる観光都市」へ向け、京都市がイニシアティブを取って、3 団体のノウハウの共有を推進し、本来事業の進展のために役立てていくことが望まれる。

2.4 京都市からの貸与物品の管理について(指摘)

京都市宇多野ユースホステルの管理に係る協定書 別紙 1 仕様書には、京都市が貸与する物品に関して、以下の記載がある。

4 物品の貸与及び管理に関する事項

(1) 甲が貸与する物品

ア 甲は、乙に対し、京都市公有財産及び物品条例第 12 条の規程により、別表 2 「京都市宇多野ユースホステル貸与物品」にある物品を無償で貸し付ける。

イ 乙は、京都市物品会計規則第 2 条に定めるところに準じて、貸与物品を保管し、及び使用しなければならない。

ウ 乙は、甲が貸与する物品を滅失し、又は毀損したときは、速やかに甲に報告するとともに、甲の指示に従い原状に回復し、又はその返納しなければならない。

エ 乙は、甲が貸与する物品が不要となったときは、甲に返納しなければならない。

平成 26 年 10 月 24 日に監査人が現地に赴きヒアリング等を実施した。一般財団法人 京都ユースホステル協会が京都市との協定書にしたがって管理運営がなされているかどうかについて確認をするために、「協定書 別紙 2 京都市宇多野ユースホステル貸与物品」の中から以下の物品をサンプルとして現物の確認を実施した。

	品名	数量	備考
1	屋内用ベンチ	3	木製 artek153A
2	会議用机	12	折りたたみ式 Lion AF1860MP デリカフラップ アグレッサ 集会室用
3	アームチェア	12	屋内用 artek
4	事務用机（銅製片そで式）	9	7号
5	事務用いす（銅製）	9	事務用
6	作業用手押し車	4	山崎産業エコ袋付カート 大2、小2

現地での確認の結果、上記リストの「2 会議用机」が12台あるところ、10台しか確認ができなかった。原因は、「過去に誤って廃棄処分をしてしまった」とのことであった。

「協定書 別紙1 仕様書」にしたがって損害を賠償請求することは当然のこととして、今後は、「協定書 別紙2 京都市宇多野ユースホステル貸与物品」について毎年1回は現物確認を行う等、物品の有無のみならず毀損等の有無の確認を行うことで、京都市への報告漏れを防ぐことが可能となると考えられる。

第3 伝統産業振興施策について

1 京都市の伝統産業の概要

1.1 京都市の伝統産業とは

京都市伝統産業活性化推進条例第2条(1)によれば、伝統産業とは、伝統的な技術及び技法を用いて、日本の伝統的な文化及び生活様式に密接に結び付いている製品その他の物を作り出す産業のうち、京都市の区域内において、伝統産業製品等の企画がされ、かつ、その主要な工程が経られるものをいう。具体的には、下記の74品目を決定している。

染織	西陣織、京鹿の子絞、京友禅、京小絞、京くみひも、京繻、京黒紋付染、京房ひも・撚ひも
諸工芸	京仏壇、京仏具、京漆器、京指物、京焼・清水焼、京扇子、京うちわ、京石工芸品、京人形、京表具、京陶人形、京都の金属工芸品、京象嵌、京七宝、京刃物、京の神祇装束調度品、京銘竹、京の色紙短冊和本帖、北山丸太、京版画、京たたみ、京印章、京すだれ、京袋物、工芸菓子、京竹工芸、珠数
その他	薫香、造園、伝統建築
小規模産地	額看板、菓子木型、かつら、金網細工、唐紙、かるた、きせる、京瓦、京真田紐、京足袋、京つげぐし、京葛籠、京丸うちわ、京弓、京和傘、截金、嵯峨面、尺八、三味線、調べ緒、茶筒、提燈、念珠玉、能面、花かんざし、帆布製カバン、伏見人形、邦楽器絃、矢、結納飾・水引工芸、和蠟燭、京こま
食品	清酒、京菓子、京漬物、京料理

1.2 京都市の伝統産業の現状

現在、京都の伝統産業が抱える特徴的な問題として、以下の5点が挙げられている。

【需要の低迷】

【後継者の確保難】

【道具、原材料の確保難】

【複雑な流通構造】

【消費者のニーズ把握・消費者への情報提供の不足】

1.3 京都市伝統産業活性化推進条例

この条例は、伝統産業活性化の推進に関し、その基本理念を定め、並びに京都市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、伝統産業の活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、伝統産業の活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

1.4 京都市伝統産業活性化推進計画（第2期）

京都では、1200年を超える悠久の歴史の中で、宮廷を中心に広がりを見せた「みやびの文化」や、茶道や華道、香道、能、狂言など我が国固有の文化が栄え、市民の日常生活の中で脈々と息づいてきた。

このような京都の伝統文化を支え、また、それによって磨かれてきた京都の伝統産業は、今日においても、世界を代表する歴史都市・京都を支える重要な柱であるとともに、地域の経済と社会に不可欠な要素となっている。

しかしながら、生活様式や価値観の変化、長期にわたる不況、技術者の高齢化などにより、京都の伝統産業にとって危機的な状況が続いていると言っても過言ではない。

本計画は、日本が世界に誇る伝統文化を支え、ものづくりと雇用を支えてきた京都の伝統産業の活性化に向けて、中期的な視点に立った戦略的な施策を展開していくことにより、京都経済の発展と、豊かで活気に満ちた地域社会の形成、更には日本の伝統文化の振興に寄与することを目的とするものである。

2 伝統産業振興施策の監査の結果

2.1 京ものまちなかギャラリーについて（意見）

（平成25年度契約実績1,400千円）

「京ものまちなかギャラリー」事業の実施内容は、市民が立ち寄りやすい施設（平成25年度は高島屋京都店ショーウィンドー、東山区役所、伏見区役所、中京区役所の区民ホール等及び京都市役所本庁舎で実施。）に伝統産業製品を展示しその魅力をPRするものである。そのPR事業を実施するために、随意契約によって、公益財団法人京都伝統産業交流センター（以下、交流センターという。）に委託している。

京都市の担当課は、随意契約による交流センターへの委託理由について、交流センターは、京都の伝統産業として指定された74品目に関わる全ての団体を母体とする京都唯一の業種横断的な組織であり、京都伝統産業ふれあい館の設立当初からその管理運営を担う等、伝統産業製品に対する幅広い知識や文化的知見及びその適正な管理と取扱い（搬出入など）に関する優れたノウハウを有しているためであるとのことである。また、当該事業の実施に当たっては、担当課が収蔵する伝統産業製品を展示するものであり、その伝統産業製品に関する知識を有し、適正な展示及び取扱い（搬出入など）が可能となるのは交流センターのみであるため、当該事業の委託に係る随意契約を締結したとのことである。

確かに、交流センターが伝統産業製品への知識及び取扱いに関するノウハウを有していることは理解できるが、随意契約に至る合理的な理由であるとは考えにくい。委託内容は再委託を前提とした業務仕様となっており、実際に再委託も実施している。また、再委託先の選定については、交流センターが実施しており、京都市が選定する

際と同様の選定水準で選定しているか不明である。さらに、平成 24 年に開催された「京ものまちなかギャラリー」事業の委託先は交流センターとは別の業者であり、同様の内容の事業を委託している実績もある。

地方自治法上、一般競争入札による契約締結が原則的な方式であるとされており、随意契約を締結する際は、合理的な理由によって判断しなければならないと考えられる。そのため、安易に契約先の選定を絞るのではなく、公平に委託先を選定すべきであり、随意契約の必要性がある場合は説明責任が果たせるような合理的な理由が必要であるとする。

2.2 京都伝統産業ふれあい館について

2.2.1 展示の方法等について(意見)

74 品目という多数の展示においては、素人目には違いの分かりにくい品目(例えば、京くみひもと京真田紐、工芸菓子と京菓子、伏見人形と京陶人形、等)が場所を離れて展示されており、展示方法や説明板による解説になお一層の工夫が必要なものがある。

また触れられる展示品が薄汚れていたり、展示用備品が破損している品目(京くみひも・京陶人形)もあり、早急に出品業界・業者に対応を依頼すべき展示もある。

展示品目のうち、京料理と京漬物については写真パネルによる展示のみとなっている。現品そのものは「生もの」でありそのままの展示は難しいが、平成 25 年 12 月には和食がユネスコ無形文化遺産に登録され、その日本の和食を代表する京都の京料理や京漬物の展示がそれぞれたった一つの写真パネルなのは大変残念である。平成 25 年 1 月 15 日から施行された、「日本酒(清酒)で乾杯条例」(京都市清酒の普及の促進に関する条例)の紹介も含めて、今一度和食(京料理・京漬物)等に関しては、動画の導入も含めて展示方法の再考が必要である。

2.2.2 若年層の来場者数の増加の方策について(意見)

素晴らしい立地の割には来場者数も少なく、宝の持ち腐れ感がある。これは、例えば地下の展示場への立派な専用玄関が東西の二箇所にあるにもかかわらず、その存在が分かりにくいし、月例で発行されている「Monthly みやこめっせ・みやこめっせい イベントガイド」や京都岡崎魅力づくり推進協議会が季節に応じて発行している「岡崎手帳」での案内・広報も、集客に大きな効果を発揮しているとは言い難い。

これに対して、京都市伝統産業活性化推進審議会でも、以下のような発言が出ている。

(意見)

みやこめっせで毎年展示会を開催しているがやはりお客さんはなかなか地下には降りて来ない。1階ではたくさんの人で賑わっていることがあり、すごくもったいない。

動線を工夫する必要があるのではないか。

(意見)

みやこめッセでは地上から地下に降りる導線がうまくいっていない。入って全体が見渡せるレイアウトが理想である。また、今のお客さんは見るだけでは満足していない。もっと参加できる、体験してもらえる機会を増やすことが大切である。

将来の京都の伝統産業を担ってくれる小中学生をもっと沢山引き寄せる仕掛け・仕組みづくりを工夫すべきである。現在でも体験教室として「ものづくりの体験学習」的なイベントは一部実行しているが、更に小中学生にとって楽しく学習できるワークショップ形式による参加型の伝統産業製品作りのイベントや隣接している京都市動物園に来場する小学生に興味を持たせる企画等の工夫がほしい。参加者に製作体験をしてもらうことで、伝統産業の認識を新たに、また深めてもらうことが可能である。

2.2.3 展示品以外の事項について (意見)

伝統産業製品の展示以外に、美術・工芸関係の一般・専門書籍の閲覧が可能な立派な図書館施設も併設しており、この分野に関心の高い市民に対する満足度は高いものといえる。ただし、この図書館施設の場所が分かりにくく、上手く誘導も出来ていないため利用者は極端に少ないものといえる。

ホームページにおいては映像ギャラリーとして20品目程度についてYouTubeによる動画(製作風景)が用意されており興味深い。ただ、それぞれの動画は1分余りである。できれば、ほぼすべての品目についての動画を用意し、1分余りのダイジェスト版に加えて、10分程度の本格的な製作風景を紹介する工芸愛好家向けの動画も用意してほしい。また、現在は動画が無音となっているが、より理解を深めるためにも音声による説明も望まれる。

第4 文化施策について

1 文化振興施策の概要

1.1 文化市民局文化芸術企画課

京都文化芸術都市創生条例に基づき、文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化するため、市民の文化芸術活動の充実、伝統的な文化芸術の保存継承、芸術家の育成、顕彰等の事業を実施している。

また、美術館、動物園、交響楽団、元離宮二条城事務所の文化関係事業所の統括や円山公園音楽堂、無鄰菴、ロームシアター京都、文化会館、京都コンサートホール、久世ふれあいセンター、京都芸術センターに関する事務を行っている。

1.2 京都文化芸術都市創生条例

本条例は、優れた京都の文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し、併せて芸術や産業との連携を図ることにより、京都を新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することを目指している。

1.3 京都文化芸術都市創生計画（改訂版）

京都市はかつていち早く文化首都を標榜し、計画の前半期においても、全国のあらゆる都市に先駆けて21世紀の「文化芸術都市づくり」のモデルを示すため、その原動力となる「五つの京都先行プロジェクト」に取り組んできた。このような理念を継承し、計画後半期においても、文化芸術に関する重要な取組として、9施策を構想している。これらの施策は、現代の複雑な社会状況に的確に対応するとともに、文化の“生まれ、伝わり、また次の芽を養う”という循環的な仕組みを踏まえ、3つの施策群として設定している。群内の施策は、相互に強く関連するものであり、状況に応じて柔軟に連携するものとして、一体的に取り組むこととしている。

2 文化振興施策の監査の結果

2.1 元離宮二条城出札業務委託について（指摘）

（平成25年度契約実績12,686千円）

二条城の入城料等の徴収及び収納事務を行う二条城出札業務の効率化及び円滑化を図るため、外部委託を実施している。京都市は、当該委託業務の契約先の選定にあたって重要視する要件として以下の2点をあげている。

高額の公金を取扱う関係上、安心して業務を任せられることができること。

年間140万人もの来城者に対し、遅滞なく発券処理が行える能力を有していること。

当該業務は、随意契約によって、公益財団法人京都市観光協会（以下、観光協会という。）に委託している。観光協会は、京都市における観光事業の振興を図り、産業、経済の発展と文化の興隆に資することを目的として設立された法人である。

京都市の担当課は、随意契約による観光協会への委託理由について、以下の2点をあげている。

これまで二条城の主なイベントに積極的に協力をし、その観光情報の収集、宣伝紹介、催しの企画実施、観光案内等に関する能力により、近年の入場者の増加に貢献してきている。

二条城のみならず市の他の文化財施設の公金収納事務の受託実績を有し、10年以上にわたって、事故もなく実施している。

確かに、観光協会の二条城への貢献実績はあるにしても、観光協会以外に、当該事業の委託先の重要な要件が当てはまらない事業者はいないとはいえない。実際に、市の動物園の出札事務の委託先は、観光協会以外の民間事業者が実施しており、選定方法も公開プロポーザル方式で選定している。

そのため、公開プロポーザル方式をとって、広く事業者を集めて、重要な選定要件を満たすかどうか見極めたうえで、公平に委託先を選定すべきである（但し、本案件は、平成26年度からプロポーザル方式に移行している）。

2.2 京都市美術館について

2.2.1 保有する美術品の再評価について（意見）

平成27年度から3年以内に、新地方公会計制度が導入されることとなり、総務省より「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」が公表された。それによれば、地方自治体は固定資産台帳を整備し、物品に該当する美術品においても原則300万円以上のもので、かつ昭和59年度以前に取得したものについては再調達原価で、昭和60年度以降に取得したものについては取得価額で評価し管理することが求められている。

3,000点を超えるコレクションを有する市美術館においては、その評価に時間がかかると思われるため、早急に準備に取り掛かる必要がある。特に古くから保有する美術品については取得原価が不明なものが多くあると思われる。そのような美術品については専門家による公正な評価鑑定が必要となる。しかしながら、市美術館においては美術品の評価見直しの予定はないとのことである。

美術品3,000点の総額が把握されることにより、新地方公会計制度への対応が図れるのみならず、保有者としての責任が明確になる。市民の貴重な財産である市美術館の美術品を、展示や貸出等を通じて有効に社会に還元することが、公立美術館としての市美術館の重要な機能の一つであることを再認識することができるため、そのきっかけとして今回の美術品の再評価の問題を認識する必要がある。

新地方公会計制度への移行がスムーズに行われ、また、その価値を認識し有効活用するためにも、美術品の再評価の準備を進めるべきである。

2.2.2 アメニティ施設の充実について（意見）

国内の大規模美術館や海外の著名美術館と比較した場合、市美術館が早急に対処すべき課題のひとつとして、ミュージアムショップ、飲食施設（レストラン・カフェ）等のアメニティ施設が全く設置されていないということが挙げられる。これは将来構想においても記載されており、市美術館の克服すべき重要課題のひとつといえる。アメニティ施設については、施設整備そのもの（ハード面）とその運営面（ソフト面）という両面からの検討が必要である。

まず、ミュージアムショップであるが、ハード面として美術館敷地内のどこにどうというショップを作るのかという施設整備の問題と、ソフト面としてどのような商品・サービスを企画開発し販売するのかという問題に分けて、それぞれにおける検討が必要である。

ミュージアムショップのハード面として、現在の市美術館の何処に設置するのかという点が検討課題となるが、この点については、現在の本館建物内に専用ショップスペースを設けること、敷地内の空地に新築すること、敷地内にある事務棟を転用することが挙げられる。さらには視野を拡げ、岡崎エリア内のどこか別の場所という検討も可能である。とくに以下に続くソフト面の検討にも記載のように、伝統産業の担い手とのコラボレーションによる新規商品の企画・開発を視野に入れた場合、グッズの販売場所としては、京都伝統産業ふれあい館のショップにミュージアムグッズを陳列し販売してもらうということも考えられる。

一方、ミュージアムショップのソフト面として、どのような商品を扱うかという問題がある。これについては、現在保有する豊富な京都画壇・京都工芸家の作品を素材として絵葉書・「京都市美術館蔵品目録」・「京都市美術館蔵品目録補遺版」の製作・販売を行っているのみであるが、これら以外にも各種の商品企画が可能であると思われる。例えば、京都の伝統文化や芸術工芸にストーリー性を持たせた商品企画・開発や、伝統産業の担い手とのコラボレーションによる商品企画・開発は可能であると思われる。この分野においては、同じ岡崎エリアに存する京都伝統産業ふれあい館との連携が有効であると思われる。部局を超えるこのようなコラボレーションは、京都伝統産業ふれあい館側から見た場合にも、その活性化という視点から有効であると言え、ひいては岡崎エリア全体の活性化にもつながるものと言えよう。さらに美術・工芸・文化関連書籍の販売も必須であると言えるが、美術館の教育機関としての機能も考慮して、通常の画材店では手に入らないような画材類の販売も考えられる。

次にレストラン・カフェ等の飲食施設であるが、これについてもミュージアムショップ同様にソフト面とハード面の両面からの検討が有効であると言える。

まず飲食施設のハード面の検討として、美術館内の何処に設置するかという問題があり、これについてもミュージアムショップ同様に、本館建物内の空きスペースの利用、本館周りの敷地内への新築、既存事務棟の転用が考えられる。その際、最も注目

すべきは、建物東側の敷地ではないだろうか。この場所には近代日本庭園の先駆者である七代目小川治兵衛作庭の歴史的な庭園があるものの、美術品収蔵庫等の設置によってその庭園の一部が損なわれている（ひょうたん型の池の頭部分が収蔵庫により埋められてしまったとのこと）。そこで飲食施設の新設設置とこの庭園の再整備を併せて設計することにより、歴史的庭園付きのレストランを創れる可能性がある。その際、本館とデザインを一とした既存事務棟との調和を考慮して設計することが望ましく、あるいは事務棟自体を飲食施設に改修・転用することも選択肢となりうるものと考え。このように新飲食施設と庭園の両者を一体のものとして再開発することにより、新施設が岡崎エリアのにぎわい創りの目玉となりうるほか、MICEのユニークベニュー（歴史的建造物などで、会議やレセプションを開くことで特別感や地域の特性を演出できる会場）のひとつとして利用しうる可能性も広がる。（なおMICEのユニークベニューという観点からは、いまの本館建物内の「大展示室」や「正面玄関内部」は、上記庭園とも融合したバンケット会場やレセプションパーティー会場として、十分に活用しうるものと考え。）

一方、飲食施設のソフト面の検討としては、どのような価格帯で、どのような種類の飲食施設を設置するのかということが検討課題となる。まず飲食施設の価格帯としては「超高級」「高級」「中級」「軽食あるいはファストフード」「カフェ」などの候補があり、また種類としては「和食（京料理）」「中華」「フレンチあるいはイタリアンなどの欧州料理」などの候補があり、両者の組み合わせで検討することが有効である。たとえば、「超高級・京料理店」を設置することにでもなれば、ユネスコ無形文化遺産登録で和食への関心が高まっている中、海外富裕層にもアピールしうるものと考え。飲食施設は必ずしもひとつに限る必要はないため、上記の中から複数の組み合わせを考慮した飲食施設を展開することも可能である（現に、東京の新国立現代美術館には、価格帯や種類がさまざまな飲食施設が4店舗展開されている）。

2.3 京都コンサートホールについて

2.3.1 物品台帳について（意見）

指定管理者との協定書別紙「京都コンサートホール仕様書」では、物品管理について以下の記載がある。

(15) 物品管理

本市は、指定管理者に対し、京都市公有財産及び物品条例第12条の規程に基づき、ホールの管理に必要な物品を別に定める物品の貸与及び管理に関する契約により無償で貸し付けます。

指定管理者は、ホールの管理運営に関し本市が貸与する市有物品及び市有外物品（リース契約による事務機器等）について、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

また、指定管理者が、ホールの管理運営に必要な物品を購入するときは、必要に応じて市へ事前協議又は事後報告を行うこととし、当該物品は、市有物品及び市有外物品と区別して整理し、指定管理者の責任において管理することとします。

すなわち、京都市からの貸与物品であれ指定管理者が購入した物品であれ、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないことが明示されていると言える。

外部監査人が平成26年10月23日に京都コンサートホールへ訪問し物品管理状況を確認したところ、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団では、物品台帳を作成中の段階であった。

物品管理は、台帳の整備から始まると考えられることから、物品台帳の整備を確実にを行う必要がある。

また、毎年（現物の数の多い場合には、数年間にわたるローテーションベースで）現物確認を行う等、物品の有無のみならず毀損等の有無を確認することで、京都市への報告漏れを防ぐことが可能となると考えられる。

2.3.2 カルチュラル・オリンピアドへの取組について（意見）

平成26年3月に京都大学元総長（公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団理事長）の長尾真氏が2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、京都においても文化の祭典：カルチュラル・オリンピアドの実現のための提言書を京都市長・京都府知事に対して提出されている。この提言書は、カルチュラル・オリンピアドに向けて、東京において「東京文化資源構想策定調査委員会」が発足し、これを国家プロジェクトレベルとしようとしている動きに危機感を抱いて、日本文化の中心である京都において文化の祭典であるカルチュラル・オリンピアドを開催し、日本全体の文化のお祭りを盛り上げることを提唱したものである。

カルチュラル・オリンピアドとはオリンピック・パラリンピックの開催国において文化プログラムの一環として行われるもので、期間は前大会の終了時から本大会の開催までの4年間である。

2012年に英国ロンドンで開催されたオリンピック・パラリンピックに合わせて開催されたカルチュラル・オリンピアドでは、英国全土の1,000ヶ所以上で18万件にも及ぶイベントが開催され、参加者数4,300万人で地域観光や地域振興に大きな波及効果を及ぼし、地域の住民が文化・芸術に触れ合うことができたと評価されている。

カルチュラル・オリンピアドの開催期間は前述のように、前大会の終了時から本大会の開催までの4年間であるということは、2016年8月開催のブラジル・リオデジャネイロのオリンピック・パラリンピックの終了直後から開催される。すなわち、今からの準備期間は1年半程度しかない。京都市においても組織を立ち上げて国（総務省・文化庁等の関係省庁）東京都とも調整を始め、早急に結論を出すことが望まれる。

第5 文化財保護について

1 文化市民局文化財保護課

1.1 活動内容

文化財保護法に基づく指導や許可、登録文化財調査・推薦、埋蔵文化財保護に必要な諸手続をはじめ、出土品、考古学的資料の整理、研究、収蔵、発掘調査に関する指導等や、文化財保護条例に基づく指定・登録や国市等の指定文化財等の助成、伝統行事・芸能の保存や助成等を行うとともに、文化財に関する冊子の発行や説明板の設置など啓発事業等を行っている。

1.2 文化財の保護施策の概要

1.2.1 文化財保護法に基づく文化財の保護

文化財保護法の一部改正（平成16年5月28日公布、平成17年4月1日施行）において、保護対象に、文化的景観（人と自然とのかかわりの中で作り出された景観）と民俗技術（地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具、用品等の製作技術）が追加され、登録制度に美術工芸品、民俗文化財、記念物分野の追加等の改正が行われた。

京都市では、登録文化財のための調査・選定や重要文化財等の現状変更の許可等の事務を進め、市民の文化財保護の一層の促進に努めており、また、関連部局との連携を図りながら、文化的景観のあり方について検討している。

1.2.2 文化財保護条例に基づく文化財の保護

京都市内には、国宝、重要文化財など国の指定を受けた文化財を含め貴重な文化財が数多く存在している。こうした文化財の積極的な保護を図るため、本市では、昭和56年10月29日に文化財保護条例を制定し、昭和57年4月1日に施行した。

この条例において「文化財」とは、上記文化財保護法～までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

この条例に基づき、京都市の歴史、文化又は自然を理解するうえで重要なものを京都市指定文化財又は京都市登録文化財とし、その保存を図っている。

2 文化財保護の監査の結果及び意見

2.1 京町家等文化的価値の高い建物の保存について（意見）

平成26年12月17日の京都新聞朝刊によると、下京区四条通西洞院東入郭巨山町の四条京町家が同年12月20日に閉館することになるに際して、支援の問い合わせが届き始め、移築に向けた土地提供などの申し出が16日までに9件あるそうである。この京町家については以前は京都市が借りて京都市伝統産業振興館として運営していた経緯もあり、無くなってしまうことは、京都市民にとっては大変寂しいことである。

また、近年では、北白川にある病院が所有していた、旧二代目島津源蔵邸宅が取り壊された事例もある。

京都市が平成 20・21 年度に行った「京町家まちづくり調査」でも、建物を所有されている方の 4 割近くは保全の意向を持っており、住まい専用としての活用を求める声が高い。しかしながら、一方で維持修繕費の負担が大きいことも課題として挙げられており、この問題を解決する必要がある。

文化的価値の高い建物は、本来であれば元にあった場所で保存するのが最も望ましいが、それが困難なケースも考えられるので、保存のために一歩踏み込んで、移築・集中による保存を提言したい。やむなく取り壊しの危機に瀕した文化的価値の高い歴史的建造物を避難的に保存するために、京都市が譲り受け、移築・保存し文化観光資源として公開することも検討すべきである。

例えば、東京都では江戸東京博物館の分館として平成 5 年、小金井市に「江戸東京たてもの園」を開設し、現地保存が不可能な文化的価値の高い歴史的建造物を移築して、復元・保存・展示するとともに、貴重な文化遺産を次代に承継することを目指している。

京都の場合、室町から安土桃山・江戸時代にかけて多数描かれた、洛中洛外屏風図の世界を現代に再現することも、ロマンがあって興味深い文化観光施設になるのではないか。

また、伝統産業の工房等、近代産業遺産的な価値の高い建物も京都市内には沢山あり、このような建物を集中して保存することにより、伝統産業全体の振興にもつながる可能性もある。

2.2 京都市考古資料館について

2.2.1 京都市の貸付金の回収可能性について（指摘）

埋蔵文化財研究所の長期借入金（650,000 千円）は、全て京都市の貸付金である。

埋蔵文化財研究所はその実施事業として、発掘調査（発掘・確認・整理等）、立会調査（詳細分布・考古学的・立会等）、その他（測量・保存処理・写真撮影等）の埋蔵文化財調査事業と京都市から指定管理者として委託されている考古資料館の管理運営事業を行っている。しかし、その 2 つの事業は公益事業として認定を受けており、「収支相償」が求められているため、埋蔵文化財研究所が行っている事業から大きく収益を得ることは、制度上困難であると考えられる。つまり、京都市の貸付金の回収可能性の目処が立たない状況にあると言える。

埋蔵文化財研究所からは、「現在、埋蔵文化財研究所の今後の在り方を含めて中期経営計画の策定に向けて、京都市と共に検討を行っているところ」との回答を得ているが、借入金の最終返済期限が平成 80 年 3 月であるとはいえ、元本の返済開始が平成 30 年 4 月から始まることを考えると、時間に余裕があるとは言えない。また、金銭消

費貸借契約書に「経営状況等により借入期間及び償還方法に変更の必要が生じた場合は、適宜、協議のうえ決定する」との条項が盛り込まれているが、回収可能性の見込めない安易な先延ばしは慎むべきである。したがって、収益源確保のための収益事業の実施を含め財政健全化に向けた中長期計画を早急に策定し、実行していく必要がある。

2.2.2 考古資料館の再整備について（意見）

現在の考古資料館は、今出川大宮東入にある旧西陣織会館の建物を再利用している。市内中心部からの交通アクセスが必ずしも良いとは言えない立地であることに加え、歴史的価値があるとはいえ手狭で老朽化の著しい建物を活用して、年間約2万5千人というまずまずの来館者を得ている。

古い建物の再利用であるために展示スペースが十分取れない環境の下、1~2階をフル活用した展示がなされており、とくに速報展示コーナーやオープン展示コーナーの設置も工夫された展示方式であり、また京都新聞日曜版との連動展示も高く評価できる。また遺跡スタンプラリーや史跡ウォークも年に2~3回開催されていることに加え、小中学生の夏期教室、修学旅行生対象の参加型の発掘調査体験など、工夫し知恵を絞った事業が企画運営されているものと評価できる。また入館者が自由に利用できるパソコンや映像機器を設置した情報コーナーは、歴史・考古関連図書や各地博物館、資料館での展示図録等、考古学ファン・歴史ファンにとって有用な資料も充実していると考えられる。

このように、制約の多い環境下で精一杯の展示・運営がなされていることは、大いに評価できるものの、京都市から出土する埋蔵文化財の歴史的意義の大きさやその分量から見た場合、現在の考古資料館の規模はあまりにも小さく、運営母体である埋蔵文化財研究所の主目的が「埋蔵文化財の展示」ではないとしても、市が保有する埋蔵文化財が質量ともに一般市民（考古学ファン・歴史ファン）に対して十分に公開されているとは言い難い。また机や椅子等の設備も老朽化しており、歴史都市京都を期待して訪れる考古学ファン・歴史ファンをお迎えする施設としては、貧相でみすばらしいという印象を拭えない。

平成28年、「世界考古学会議第8回総会（参加者約千人予定）」の京都市での開催が予定されていることも踏まえ、埋蔵文化財研究所の中長期計画策定に併せて、今後の考古資料館の再整備を早急に検討すべきであると考えられる。

まず、埋蔵文化財研究所との関係で、考古資料館の在り方を明確に位置付ける必要がある。考古資料館をあくまでも埋蔵文化財研究の付属的（副次的）性格のものと位置付けるならば、今のまま保有埋蔵文化財の最小規模の展示で充分であり、無償公開のままでも良いのかもしれないが、付属的施設という枠を超えて一般市民（考古学ファン・歴史ファン）向けの公開機能を持つ位置付けとするならば、有償であっても、

より広いスペースでの展示を行うべきであり、その場合、考古資料館の別施設への移転も選択肢に入れて検討するべきであると考える。

現在埋蔵文化財は、考古資料館のほか、市内の何箇所かに設けられた小さな展示スペースにも展示されている（京都市庁舎、京都アスニー、いくつかの地下鉄の駅（烏丸御池駅や二条城前駅等）、京都ヨドバシビル内無形文化財展示室等）。これは埋蔵文化財を実際の出土場所近くにおいて展示するという意義のほか、多くの人の目に触れやすい場所に展示することによって、一般市民に少しでも考古資料に対する興味を持ってもらおうという意図もあるとのことである。これはこれで意義のある展示方法であるとは評価できるが、一方で京都市全体の歴史を一望に概観することを望むような利用者にとっては、このように展示場所が市内各所に分散されているのは、大変利用しづらいという側面もある。したがって、ひとつの大きな施設を準備し、そこに市内各所から出土した埋蔵文化財を一堂に集めることが理想的であると思われる（前述の小さな展示スペースはそのまま残し、同じ場所から出土した同種の埋蔵文化財のうち倉庫に眠っているものを新考古資料館に集めて展示する）。考古資料館の検討にあたっては、考古資料や歴史的資料を集めた京都市内にある既存の諸文化施設（京都市平安京創生館、京都市歴史資料館といった市営の施設のみならず、京都府立文化博物館、京都府立資料館等といった府営施設も含む）と合併・再編することまでをも視野に入れた検討が必要であると考える。自治体の歴史を一箇所で概観できる博物館・資料館・美術館の形態としては、国内外において、埋蔵品を展示する考古資料館が有償のアーキオロジー・ミュージアムとして運営されている事例も多いので、それらを比較対象として検討されることをお勧めしたい（海外事例としては、エジプト考古博物館、アテネ考古博物館、ローマ考古博物館、ナポリ考古博物館、フランスのサンジェルマンアンレイ考古博物館、イスタンブール考古博物館等多数あり、また国内事例としても、東京や奈良の国立博物館のほか各地方自治体運営のものも多数ある）。

考古資料館の在り方やその運営については、さまざまな意見があろうが、いずれにしても抜本的な再整備の検討が必要であると考える。

第6 まとめ

1 「指摘」及び「意見」のまとめ

「指摘」及び「意見」の具体的内容は報告書本編のとおりであり、全42件(うち「指摘」8件、「意見」34件)である。

「指摘」の一覧表

区分	項目	概要版 記載	報告書 ページ
観光施策	ホームページについて		56
	京都市からの貸与物品の管理について		66
伝統産業 振興施策	「京もの」カタログ制作について(その2)		95
文化施策	ゾウの繁殖プロジェクトについて(その1)		119
	ゾウの繁殖プロジェクトについて(その2)		120
	元離宮二条城出札業務委託について(その1)		121
文化財保 護	京都市文化財マネージャー育成事業負担金について		149
	京都市の貸付金の回収可能性について		156

「意見」の一覧表

区分	項目	概要版 記載	報告書 ページ
観光施策	研究及びその成果の発信の必要性		36
	観光客によるおもてなし		37
	観光案内標識アップグレード推進事業について		37
	京都よくばり自転車観光について		38
	部局連携について		39
	「MICE戦略 ~つどい~」について		40
	残念度について		54
	京都観光の感動度(日本人)について(その1)		54
	京都観光の感動度(日本人)について(その2)		55
	観光関係3団体のあり方について		55
伝統産業 振興施策	アンケート実施の意義		87
	各伝統産業の実態に応じた計画の策定と実行		90
	施策結果の把握及び検討		90
	京ものまちなかギャラリーについて(その1)		92

	京ものまちなかギャラリーについて(その2)		93
	「京もの」カタログ制作について(その1)		94
	伝統産業の経済的価値の維持・向上について		98
	展示の方法等について		99
	若年層の来場者数の増加の方策について		99
	展示品以外の事項について		100
文化施策	元離宮二条城出札業務委託について(その2)		122
	常設展示の実現		129
	保有する美術品の再評価について		130
	アメニティ施設の充実について		131
	海外著名美術館等のベンチマーク		132
	別館の有効利用について		133
	集客力の向上について		136
	イベント等の誘致について		136
	物品台帳について		139
	カルチュラル・オリンピアドへの取組みについて		140
文化財保護	修理助成金について		146
	京町家等文化的価値の高い建物の保存について		147
	公益財団法人京都市文化観光資源保護財団助成金について		150
	考古資料館の再整備について		157

2 京都市の観光政策について

京都市の観光政策に関しては「京都観光振興計画 2020 ～世界があこがれる観光都市へ～」にまとめられており、今後の京都市が実行すべき観光政策全般の諸施策を総合的に要約しており、大変優れた計画書であるといえる。

同計画は従来の「未来・京都観光振興計画 2010^{※5}」の次の計画として、当初予定を半年前倒しして平成 26 年 10 月に京都市観光振興審議会による審議を経て策定されたものである。また、計画期間としては、平成 26 年(2014 年)10 月から平成 32 年度末(2020 年度末)まで、とされている。

平成 32 年(2020 年)に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、日本が世界の関心を集めるこの機会に、日本文化の中心地である京都が、観光立国・日本の牽引役となる役割を果たす必要性が非常に高くなっている。観光政策はあらゆる分野を横断する総合政策であり、また京都市民にとっても「住んで良し」、「学んで良し」、「育てて良し」、「生まれて良し」を実感として感じられる都市になるためには大変重要な政策である。

当計画の策定にあたった京都市観光振興審議会は、橋爪紳也氏（大阪府立大学観光産業戦略研究所 所長）を会長に、副会長として田中誠二氏（学校法人 大和学園理事長）および本保芳明氏（首都大学東京 都市環境学研究科教授 観光庁参与）その他有識者、観光関連業界関係者、市民公募委員等よりなる全 30 名の委員で構成されている。

当計画の目標設定にあたっての考え方として、単に数値目標の達成ではなく、目標を目指して取組を進めることを通じて、質の高い「おもてなし」により感動を届け続ける、また京都市域全体に対して観光の効果を波及させ続けることがポイントであるとされている。

具体的には、以下のとおり数値化されて設定されている。

京都を再び訪れたいという「再来訪意向」、親しい友人に京都観光を勧めたいと思う「紹介意向」のアンケート結果数値について、毎年着実に評価を向上させ、より 100% に近づける（現状、「再来訪意向」は日本人 95.4%、外国人 91.1%、「紹介意向」は日本人 88.2%、外国人 96.1%）。

とりわけ、最上位評価である「大変そう思う」の回答割合について、日本人、外国人とも 80% 以上を目指す（現状、「再来訪意向」は日本人 57.8%、外国人 42.3%、「紹介意向」は日本人 39.0%、外国人 50.7%）。

「京都のおもてなし度」について、日本人以外にも新たに外国人にお聞きし、毎年着実に評価を向上させ、より 100% に近づける（現状、日本人 54.1%、外国人は未調査）。

とりわけ、最上位評価である「大変そう思う」の回答割合について、日本人、外国人とも 80% 以上を目指す（現状、日本人 12.2%、外国人は未調査）。

外国人宿泊客数年間 300 万人を目指す。（現状 113 万人）

観光に関連する京都の観光消費額年間 1 兆円を目指す（現状、7,002 億円）。

また、計画実現のための 4 つの柱として、

人づくり、まちづくり

魅力の向上、誘致手法

魅力の発信、コミュニケーション

M I C E 戦略

が掲げられ、それぞれの柱に紐付けられた具体的な 191 事業（うち重点事業として 47 事業）が施策として列挙されている。

京都は市内全域が、数え切れないほどの文化観光資源で満ち溢れており、まさに京都市そのものが博物館・美術館であるとも言える。このような京都における観光に対する取組は、古くは江戸時代まで遡ることができるが、行政が積極的に観光振興に関わり始めたのは明治以降であり、京都市が地方自治体として日本で最初に担当課と

して常設の観光課を設置したのは昭和5年である。このような歴史を持ち、都市として素晴らしい品格を持つ京都市の観光行政の策定した「京都観光振興計画2020～世界があこがれる観光都市へ～」については、計画通り着実に遂行することにより、是非とも目標を達成してもらいたい。

また最後に、将来の京都にとって鉄道（リニア中央新幹線）のルート決定は大変大きな影響を与えるかも知れない。「リニアを、京都へ。」運動については、国益を前面に出して、決して最後まであきらめずに国に対して京都駅ルートの要望運動を継続するのが良いと感じている。

3 MICE戦略の取組について

京都市は平成25年に、日本をけん引するMICE都市の育成を図る国の「グローバルMICE戦略都市」に選定され、MICE戦略に対する強力な取組が求められているところである。

この取組の具体化のために「京都市MICE戦略2020」が平成26年10月に、「京都観光振興計画2020」と同時に、京都市観光振興審議会による審議を経て策定されており、今後の京都市が実行すべきMICE戦略全般の諸施策を総合的に要約された大変優れた計画書であるといえる。また、計画期間としては、平成26年（2014年）10月から平成32年度末（2020年度末）まで、とされている。

この計画書の前文に京都市長門川大作氏が述べられているとおり、京都は日本古来の精神性を体現した、世界でも類を見ない上質で奥深い文化が多様に息づくまちであり、観光はもちろん、合意や調和を目指す会議などの開催にも最もふさわしい場所である。

過去京都では、1997年（平成9年）に開催された第3回地球温暖化防止京都会議（COP3）、2003年（平成15年）に開催された第3回世界水フォーラム、1987年（昭和62年）に第1回が開催され、さらに平安建都1200年にあたる1994年（平成6年）にも第4回が開催された世界歴史都市会議など、国際的に知名度が高く、後の歴史にその名を残す重要な会議が開催されてきた輝かしい実績がある。

「京都市MICE戦略2020」は、目標として、2020年（平成32年）までに、「コンベンション開催件数の世界順位：35位を目指す。（平成25年現在では世界55位）」ことと「外国人参加者比率の国内順位：国内1位を堅持する。」ことが掲げられており、これらを達成するために次の4つの施策が挙げられている。

開催支援メニューの充実、産学公連携の強化、宿泊・飲食・会場施設等をコーディネートする組織やワンストップ窓口を開設するなど、主催者が京都を選択しやすい環境を整える。

京都にふさわしいMICE誘致の強化を図る。とりわけ、ミーティング・報奨旅行対策の強化などMICEによる経済効果を最大限にする。

環境・科学・文化・歴史など世界の平和や人類の未来に貢献する国際会議の誘致を図る。

M I C E の開催を通じて都市の活力を向上させる。

また、これらの施策を実行するための具体的な事業がそれぞれの施策ごとに 4～10 事業リストアップされ順次実行されている。

当戦略の推進にあたっては、PDCA サイクルを活用して進ちょく管理するとされており、現時点で包括外部監査として評価できるステップには至っていないが、是非とも最終目標に向かって力強く当計画を進めてもらいたい。

また、すでに（意見）として述べたところではあるが、当戦略のキーポイントは国立京都国際会館の拡充整備であり、国の平成 26 年度予算において新たに 2,500 人規模の多目的ホールの整備に向けたスタートが切られ、平成 30 年度には竣工する予定であるが、本格的な大規模国際会議を誘致するためには是非とも 5,000 人規模の多目的ホールが必要であり、そのためには、国に対して引き続き、5,000 人が一堂に収容できる多目的ホールとなるよう、早期拡充整備を力強く要望し続ける必要がある。

4 京都市伝統産業活性化事業について

京都の伝統産業は、現在京都で最先端技術を駆使して世界市場で活躍する何社ものハイテク企業の技術的基盤となってきた経緯がある。そのような我が国のものづくり産業の原点である京都の伝統産業にかける期待は大きいものである。

京都市では平成 17 年に京都市伝統産業活性化推進条例を制定し、伝統産業の活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、伝統産業の活性化を総合的かつ計画的に推進してきた。

具体的には、平成 18 年 11 月に「京都市伝統産業活性化推進計画」を策定し、平成 23 年度までの計画として各種施策を展開してきた。それら取組の成果やその後の社会的変革等の状況を踏まえて、改めて平成 24 年 3 月に改訂版として「第 2 期 京都市伝統産業活性化推進計画」を策定し、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 箇年の計画としている。

この計画では、危機的な状況が続いているとも言える京都の伝統産業における問題点を分析するとともに、次の 4 つの基本理念を定めている。

- ・市場の開拓
- ・基盤の強化、円滑な流通の促進、技術の承継と革新
- ・価値や魅力の発信
- ・日本独自の伝統文化の継承と文化の創造

これら 4 つの基本理念は、京都市伝統産業活性化推進条例の第 9 条から第 14 条に定める 6 つの基本的施策とマトリックス状に連携して、具体的な各種取組（活性化推進のための具体的施策）に反映されている。

伝統産業を取り巻く状況は、需要の長期的低迷により出荷額が減少傾向にあるなかで、抱える問題点として需要の低迷以外に、後継者の確保難、道具・材料の確保難、複雑な流通経路など、問題は数多いが、平成 23 年に実施した市政総合アンケートによると「着用・使用する機会・場が少ない」・「値段相応の価値かどうか不明」という生活様式や消費者の嗜好の変化や消費者の多様なニーズに応えきれていないことや、現代の生活に合った活用方法や安心・納得して購入できるための情報が消費者に十分に伝えられていないことが最大のポイントであるとされている。

伝統産業の活性化推進のための問題解決に向けて、伝統産業事業者自身が努力し解決すべき課題と京都市が行政として支援できる課題に切り分けて、京都市産業観光局は我が国の世界に誇れる素晴らしい日本文化の未来への承継のために、是非ともこの「第 2 期 京都市伝統産業活性化推進計画」を着実に実行していただきたい。

京都市は平成 26 年 11 月 21 日に、国の 2015 年度予算編成に向けて、安倍政権が掲げる「地方創生」の実現に関する提案など 7 項目を、各省庁に緊急要望した。このなかで地方創生について、「政令市を地方活性化の拠点」と位置づけるよう主張し、京都

が誇る伝統産業など「こころの創生」の必要性を訴えた。

このような政府の総合戦略策定の時を捉えての、世界に誇れる京都の伝統産業の活性化推進のための要望は、時宜を得たものであると評価できる。

5 文化市民局による文化芸術施策について

京都市の文化芸術施策に関しては「京都文化芸術都市創生計画」にまとめられており、今後の京都市が目指すべき文化芸術政策全般の方向性を示した、大変優れた計画書であるといえる。

同計画は平成 19 年 3 月に京都文化芸術都市創生協議会によって策定され、京都市は「文化芸術によるまちづくり」を基本理念として各施策を進めてきたが、その後、平成 20 年 9 月に発生した「百年に一度の経済金融危機」と呼ばれるリーマンショックや平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災、その他 ICT（情報通信技術）の発展にともなう地球規模での交流の活発化など、社会全体を揺るがす大きな事態や社会構造の変革も発生した。そこで、当初の計画の見直しが必要となったとの認識により、同協議会は平成 24 年 3 月に改定版を策定し、平成 29 年 3 月までの 5 年間をも含めた 10 年間の京都市の取り組むべき文化芸術にかかる重要施策を明らかにした。

京都文化芸術都市創生協議会の設立時のメンバーは、村井康彦氏（歴史学者、公益財団法人京都市芸術文化協議会理事長）を会長に、副会長として池坊由紀氏（華道家元池坊次期家元）及び千宗室氏（茶道裏千家十六代家元）、その他有識者、芸術家、市民公募委員等よりなる 19 名の委員で構成されている。

【京都における文化芸術の位置づけと世界平和への願い】

京都は日本の文化を育み、蓄積してきた歴史を持つが、その文化遺産の存在によって、先の大戦では米国軍による大規模空襲を免れたという事実がある。つまり文化は平和を守るための最大の武器ともなり得るのではないかと。

海外でも、イタリア・フィレンツェのヴェッキオ橋がナチス・ドイツ軍の破壊行為から免れたのも同様の理由であると言われている。

文化は民族や宗教を超越して、人類共通の財産であり全人類の価値観に訴える強い力を持っている。この文化の持っている強い力を利用して、世界平和につなげることを、京都は日本を代表して発信すべきであるといえる。

長い歴史を経て、永遠に未来に伝わり、輝き続けるものは文化であるという認識に立って、誇り高き日本文化の最大の具現者である京都市の果たす役割は大きいものであり、その意味において「京都文化芸術都市創生計画」の存在意義は大変重要である。

【京都市文化市民局への期待】

日本文化の多様性の要因として、日本人の宗教に対する接し方の多様性が大きく影響しているのではないかと。

現代人は、お正月には神社に初詣に出かけ、お彼岸やお盆には菩提寺とお墓にお参りし、クリスマスには近所の教会でイブ礼拝に参加する、ということが何の疑問もなく日常的な生活の一部となっていることが多い。

このような自由の中で、日本の多様性に富んだ素晴らしい文化が熟成されてきたわけで、特に長い歴史を有する京都にその蓄積が顕著であると言える。日本文化の象徴である京都の文化を今後とも維持し、さらに世界にアピールし、世界平和につながる活動のためには、是非とも京都市文化市民局がリーダーシップをとって、「京都文化芸術都市創生計画」における各施策をすすめてもらいたいし、今まで着実に成果を出している実績から、十分に期待に応えてもらえるものであると考える。

【京都市の文化政策の歴史】

同計画にも要約されているとおり、京都市は昭和 16 年に文化課を設置して以来、戦後もいち早く現在に連なる多くの文化政策に着手し、昭和 25 年には国から特別法による国際文化観光都市として指定を受けている。昭和 53 年には「世界文化自由都市宣言」を行い、京都市は、「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」であることを都市の理想像とし、平成 18 年には「京都文化芸術都市創生条例」を施行している。

【「京都文化芸術都市創生計画」における重要施策と総合施策】

重要施策群として、次の 3 つの項目が掲げられ、それぞれの項目ごとに具体的な事業が挙げられている。

承継と創造に関する人材の育成等

創造環境の整備

文化芸術と社会の出会いの促進

また、文化芸術都市の創生に向けて、上記重要施策群に重点的に取り組むとともに、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」の各項目(第 9 条から第 21 条関連)に沿って、総合的に施策の推進を図るための取組が施策番号 1 ~ 74 にまとめられている。

京都市は市民と連携するとともに、他の行政機関や団体(NPO 等)など、関係機関とネットワークを築きながら、これらの施策を力強く推進していただきたい。

【琳派 400 年記念祭事業の成功に向けて】

平成 27 年(2015 年)は琳派の祖の一人、本阿弥光悦が徳川家康から京都洛北の鷹峯に所領を賜り、「光悦村」と呼ばれる芸術村を拓いてから 400 年を迎える。これを記念して文化芸術の祭典を京都市をはじめオール京都(京都府、京都市、京都商工会議所など)で企画し委員会を設立している。イベントとしてすでに平成 26 年秋から各種イベントや展覧会が実行・開催されている。

琳派とは、本阿弥光悦、俵屋宗達の二人が創出した豊かな流派であり、装飾性・デザイン性を特色とし、画面の背景に金銀箔を用いたり、大胆な構図で美を表現する系譜である。その後、琳派の「琳」の一字を採る源ともなった尾形光琳・乾山の兄弟が

その精神や技を受け継ぎ発展させ、さらに、姫路藩主酒井忠仰の次男で江戸で活躍した酒井抱一や鈴木其一がそのスタイルを定着させたと言われている。またその後も、明治・大正期の神坂雪佳へと流れは伝えられた。その意匠性や美意識は、現代の伝統工芸をはじめとする日本のものづくりへと連綿と受け継がれヨーロッパの印象派にも浮世絵とともにジャポニスムとして大きな影響を与えたと言われている。

この400年という節目を機に、京都の誇りである素晴らしい琳派の文化芸術の魅力をもっと高め、日本中、さらに世界中に広く発信する取組に全力を尽くし、京都が「世界の文化首都」へと飛躍するために、京都市文化市民局は大きな力となって、是非ともこの事業を成功させてほしい。

【京都国際現代芸術祭 2015 (PARA SOPHIA : パラソフィア) の成功に向けて】

京都国際現代芸術祭 2015 は、平成 27 年 3 月 7 日から 5 月 10 日までの約 2 ヶ月間にわたり、京都市美術館の全館と京都府京都文化博物館を主会場に、複数の会場を有機的に連携させながら開催される、京都で初めての大規模な現代芸術の国際展であり、国際交流と文化の集積地・京都を舞台に世界の第一線で活躍する作家約 40 人が作品を発表することになっている。

現在、京都市美術館においては、前庭に「空にかけける階段 88 : 富樫実作」や「朱態：清水九兵衛作」の現代アートオブジェが展示されているが、積極的に現代アートの展示はおこなっていないなかで、今回のこの京都国際現代芸術祭 2015 の開催は、現代アートを愛好する京都市民にとっては大変楽しみな芸術祭である。

PARASOPHIA という造語は、para:「別の、逆の、対抗的な」という意味の接頭辞と、叡智や学問体系を意味する sophia を接続したものであると説明されている。また para は化学でお馴染みのベンゼン環に通じ、そのベンゼン環は城壁(結界)のイメージに繋がり、そしてそれは長安に倣い 794 年(延暦 13 年)に矩形グリッドの形で造営された平安京が、応仁の乱を経て痩せ細り南北に細長いびつな六角形になった後も、京都は滅びることなく徐々に都市としての活力を回復し、19 世紀後半からは東西に市街地を拡大させベンゼン環に似た六角形の形状を持つ現在の形に至ることにより、不死の都市・京都の象徴的な図像なのだ、と説明されている。

また京都は、近世から近代、そして現代も、その時々生まれる先駆的な芸術家や思想家たちの活動を寛容に支援し続けてきた都市であり、同時代の革新的な文化活動を、未知ゆえに恐れ排除するのではなく、それを穏やかに許容し支えてきた態度もまた、歴史都市京都が世界に誇り得る伝統の一つである。今回の PARASOPHIA: 京都国際現代芸術祭 2015 の意義、そして目指すものは 10 年後の文化資産の生産と蓄積に向けた知のワークショップであり、家族で楽しめる楽しく軽やかな外見と、国内外の専門家たちの知的共感も吸引する重層的で深い内容を持つ、持続する国際芸術祭の母体を生み出すことと、説明されている。

このような素晴らしい理念を持った芸術祭を、琳派 400 年記念祭と同様に、京都が「世界の文化首都」へと飛躍するためにも、京都市文化市民局は大きな力となって、是非ともこの事業を成功させてほしい。

以 上